



2021年9月号

ニュースナビ



少年法「改正」の何が問題なのか

弁護士 小林善亮（こばやし よしあき）

はじめに

2021年5月21日、少年法改正法案が参議院を通過し成立しました。少年法の適用年齢を20歳未満とする点は維持しながら、18歳・19歳を「特定少年」と位置づけ、成人と同様の刑事手続きで裁く範囲を拡大したり、裁判になった際に本人を推知できる報道を解禁したりするなど17歳以下の少年と異なる手続きとなります（少年法では女子も含めて「少年」と表記します）。

少年法と成人の手続きのちがい

少年法は、20歳以下の少年が犯罪行為をおこなった場合に、成人と同じ刑事手続きではなく、家庭裁判所での調査と審判を経て処分を決めています。

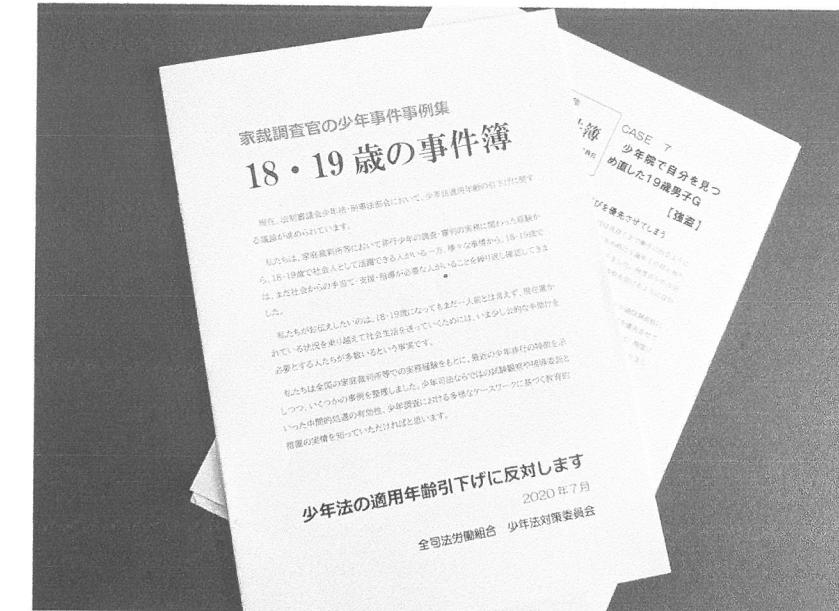
未だ成長過程の少年による非行が起こる背景に、少年本人の問題だけではなく、家庭の状況や生育環境、学習環境等、さまざまな要因があることはよく指摘されるところです。政府の調査によっても、少年院に収容されている少年のうち、男性の3割、女性の5割に虐待を受けた経験があることがわかっています。

家庭裁判所では、調査官という心理学や教育学を学んだ専門官が、少年の性格や成育歴、家庭環境など、その少年のどこに問題があったのかくわしく調査をします。その少年が再び犯罪

行為をおこなわないために何が必要なのかを考え、少年や保護者などと話し合い、環境の改善を働きかけます。それを踏まえ、裁判官がその少年の処分を決めます。少年院では内省を促すための指導がきめ細かくおこなわれます。少年の成長発達権が十分に保障されてこなかった環境について、調査に基づき、調整し働きかけることにより、少年の更生、すなわち少年の立ち直りや「育ち直り」を図るところに少年法の目的があるのであります。

成人の刑事事件はこんなくわしい調査や指導はおこないません。検察庁には調査官のような専門知識を有する人材は配置されていません。2019年に検察庁が受理した約90万件の事件のうち、60万件は不起訴、20万件は略式罰金で手続きが終了しています。つまり、成人の刑事事件の大部分は、本人や周囲への働きかけも大しておこなわれず手続きが終了してしまいます。刑務所に入った場合でも、刑務所は刑罰を科すことが主たる役割の施設であるため、日々の刑務作業が中心で、反省や内省を促すための教育的カリキュラムは合間の時間でおこなわれるにすぎません。

少年法は、少年のすべての事件を家庭裁判所で調査をして処分を検討します。少年が抱える問題性が大きければ、成人では何の処分を受けないような事件であっても少年院に行くことも



あります。「少年法は甘い」という声を聞きますが、実態に基づかない誤解です。少年事件の件数も15年以上減少し続け、ピーク時の10分の1になっています。「少年事件は増えている」という声も事実と異なります。

法務省の審議会では、3年以上にわたり少年法の審議がおこなわれましたが、現行の少年法による手続きは少年の更生に有効に機能しているというのが委員の共通認識でした。少年法の有効性は、国会審議で菅首相ですら認めています。

少年法はすべての少年の最後のセーフティネット

少年事件というと、素行の悪い子が犯罪をやるというイメージかもしれません。しかし、実態はそのような子より、いわゆる「普通の子」の方が圧倒的に多いというのが実感です。一昔前は、夜の繁華街でも行かなければ犯罪に関与することなどなかったかもしれません。家出をしたいと思っても、実際は行くところもなくむずかしかったでしょう。しかし今は、SNSで「割のいいバイトがある」と紹介されオレオレ詐欺に巻き込まれたり、女の子が「家出したい」と書き込むと、「私が助けてあげる」と見ず知らずの人からの返信がたくさん来る状況があります。以前よりも、少年が犯罪に巻き込まれるリ

スクが格段に高くなっています。どの少年にとってもこれは同じです。

未熟さから誘いに乗って過ちを犯したり、犯罪にかかるような状況から抜けられなくなったりした少年たちもたくさんいます。少年たちを、その環境から引き離し、本人に自覚や内省を促す最後のセーフティネットが少年法だと言えます。

今回の法改正では、5年後に少年法の運用を見直す規定も設けられました。与野党の一部に少年法を強く敵視する議員がいます。自民党も少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるこことをねらっています。成人と同じ手続きとなれば、内省の機会を十分に与えられずにまた社会に戻されてしまいます。少年法の機能を弱くしてしまうことは、少年にとっても社会にとっても大きな損失となります。

家庭裁判所でどのように少年に働きかけがおこなわれ、更生への努力がなされているのか、全司法労働組合が「18歳・19歳の事件簿」という冊子にまとめています。ぜひ一度ご覧になり、少年たちにどんなセーフティネットが用意されているのか確認してみてください。



「18歳・19歳の事件簿」は、右記のQRコードからみることができます。（全司法労働組合HPより）